

令和2年5月16日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿  
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿  
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

観光庁観光産業課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更による緊急事態宣言の  
一部解除及びそれに伴う旅行業者との取引に関する相談窓口について  
(周知依頼)

貴団体におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、  
政府の取組に対して多々ご協力いただき、感謝申し上げます。

昨日開催されました第34回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新  
型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、北海  
道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を  
除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。

変更された「基本的対処方針」では、上記8都道府県について、引き続き特定警戒  
都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある  
とされ、それ以外の地域においては、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に  
対応するものとされております。総理からも、緊急事態宣言が解除された地域間であ  
っても、県をまたぐ移動については、少なくとも今月中は可能な限り控え、段階的に  
日常の暮らしを取り戻していただくよう、発言があったところです。

つきましては、緊急事態宣言が解除された県においても、引き続き、在宅勤務（テ  
レワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行っていただくと  
ともに、業種毎に策定された感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止の  
ための取組を行っていただくよう、加盟宿泊施設に周知の上、適切にご対応いただき  
ますようお願い申し上げます。

また、4月28日付事務連絡において、旅行業者のキャンセル料支払拒否に対する  
相談窓口開設についてご案内したところですが、「基本的対処方針」の変更を受け、緊  
急事態宣言が解除される地域において、他県からの旅行者の受入れについて、不安に  
感じる宿泊施設もあることと存じます。

そのような場合、まずは送客側の旅行業者に相談していただくとともに、旅行業者が相談に応じないなどの事例が発生した場合は、下記の相談窓口までご連絡いただきますよう、加盟宿泊施設に対し共有及び周知をお願い申し上げます。

<相談窓口>

観光庁参事官（旅行振興）登録係

TEL 03-5253-8329（直通）

【別添1】新型コロナ対策基本方針

【別添2】第34回政府対策本部・内閣総理大臣発言

【別添3】第13回国交省対策本部・国土交通大臣発言

【別添4】専門家会議提言

【別添5】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更による緊急事態宣言の一部解除及びそれに伴う宿泊事業者との取引について（周知依頼）